



| 目 次 | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| ◎告示（高知県職員倫理条例第2条第1項第3号の任命権者が定める法人等）の一部改正（人 事 課） | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課） | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ ” ） | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（ ” ） | 1 |
| ○保安林の解除の予定（2件）（治山林道課） | 1 |
| ○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課） | 2 |
| ○公共測量の実施の通知（用地対策課） | 2 |
| ○道路の区域変更（道 路 課） | 2 |
| ○高知県収入証紙売りさばき所の廃止（会計管理課） | 2 |
| 公 告 | |
| ○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課） | 2 |
| ○ ”（2件）（ ” ） | 2 |
| ○県営土地改良事業の計画の定め（農業基盤課） | 3 |
| ○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置（漁港漁場課） | 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了（2件）（都市計画課） | 3 |
| 監査公表 | |
| ○監査の結果に関する報告に基づく措置結果 | 3 |
| 高知県人事委員会規則 | |

◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 5

告 示

高知県告示第493号
 平成12年12月高知県告示第673号（高知県職員倫理条例第2条第1項第3号の任命権者が定める法人等）の一部を次のように改正する。
 平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直
 1中「社団法人高知県建設技術公社」を「公益社団法人高知県建設技術公社」に改める。

高知県告示第494号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
 平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直
 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
 あしずり岬診療 土佐清水市天神町1-26 平25・7・1
 所

高知県告示第495号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
 平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直
 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日
 エビス薬局 土佐市高岡町甲2109 平25・6・6
 かいたにに歯科医 南国市大埴甲765番地1 ” ” 30
 院
 足摺岬診療所 土佐清水市足摺岬672-7 ” ” ”

高知県告示第496号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
 平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

| 指定年月日 | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類 |
|------------|----------------------------------|--|
| 平成25年5月27日 | 社会福祉法人椿の木福祉会 四万十市右山1973番地6 | 小規模多機能型居宅介護事業所はまゆう 四万十市下田1910番地9 小規模多機能型居宅介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 平成25年6月26日 | 株式会社アルゴ 高知市鷹匠町一丁目3-22 | ヘルパーステーションささえ 吾川郡いの町枝川5番地 訪問介護 介護予防訪問介護 |
| 平成25年7月4日 | 社会福祉法人ふるさと自然村 高岡郡中土佐町久礼5988番地 | 社会福祉法人ふるさと自然村グループホームいこい 高岡郡中土佐町久礼5988番地 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 |

高知県告示第497号
 次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
 平成25年7月26日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 解除予定に係る保安林の所在場所
須崎市須崎宇奥古倉11の8（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
公園用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第498号
 次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
 平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
須崎市須崎宇奥古倉11の8・字竹ヶ谷101・102・105の3・字天神山506の1・506の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
公園用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第499号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。
平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

すくも湾漁業協同組合の地区のうち旧沖ノ島漁業協同組合及び旧鶴来島漁業協同組合の地区を除く区域
小型まき網漁業

高知県告示第500号

田野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年7月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業期間
平成25年7月12日から同年8月28日まで
- 3 作業地域
安芸郡田野町全域

高知県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成25年7月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

| | | | | | |
|---|---|-----|-------|---|---|
| 区 | 間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延 | 長 |
|---|---|-----|-------|---|---|

| | 後の別 | (メートル) | (メートル) |
|---|--------|----------|-------------|
| 高岡郡四万十町檜生原字天神ノナロ297番1から 高岡郡四万十町檜生原字ヲウコエ586番1まで | 前 | 4.6 } | 213 10.5 |
| 高岡郡四万十町檜生原字天神ノナロ297番1から 高岡郡四万十町檜生原字ヲウコエ293番1まで | 後 A | 4.6 } | 150 7.4 |
| 高岡郡四万十町檜生原字天神ノナロ297番1から 高岡郡四万十町檜生原字ヲウコエ586番1まで | 後 B | 6.4 } | 137 48.1 |

高知県告示第502号

売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁消費生活協同組合
代表理事 片岡 亘
- 2 廃止された売りさばき所の所在地及び名称
南国市大塚甲1592
高知県庁消費生活協同組合香土長支部
- 3 廃止年月日
平成25年5月31日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に

より次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年7月11日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成25年7月11日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 | | | |
|------------|------------------|--------|-------------|---|
| | 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
| 平成25年7月11日 | 特定非営利活動法人あさひ会 | 田中 きよむ | 高知市赤石町73番2号 | この法人は、障害児者および高齢者、子ども、とその家族・地域住民（以下「障害者等」という）にかかわる相談活動、調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動、小規模作業所設置等、生活・介護への支援に関する事業を行うことにより、障害者等の福祉・教育・医療・保健の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。 |

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年7月12日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成25年7月12日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 | | | |
|-----------|------------------|--------|--------|------------|
| | 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所 | 定款に記載された目的 |
| | | | | |

| | | | | |
|------------|-------------------|--------|-----------------|--|
| | | | の所在地 | |
| 平成25年7月12日 | 特定非営利活動法人食と健康を学ぶ会 | 松浦 喜美夫 | 高知市みづき三丁目1703番地 | この法人は、食を通じた健康づくりに関する事業に取り組み行政、保険者、医療、介護、教育等、関係機関及び住民の地域連携を構築し、地域に貢献できる医療、介護、保健、福祉、食育等に関する事業、及びこれらに付帯する調査、研究開発事業を行う。 これらの事業を通じて県民の生活の質の向上を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。 |

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年7月12日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年7月12日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 | | | |
|------------|-------------------|--------|---------------|---|
| | 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
| 平成25年7月12日 | 特定非営利活動法人高知県自閉症協会 | 田村 孝子 | 高知市春野町芳原737番地 | この法人は、自閉症児者が安心して生活できる社会環境作りのため、自閉症児者及びその家族に対して、自閉症についての正しい知 |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | 識の普及、及び当事者の社会参加を促進するための事業等を行うとともに、社会への理解を広めるための活動を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。 |
|--|--|--|--|---|

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（野市地区農村地域防災減災事業ため池整備事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年7月26日から同年8月23日まで
- 縦覧場所
香南市役所
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成25年7月26日

古満目漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
(1) 幡多郡大月町古満目 古満目漁港漁船保管修理施設用地
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.57メートル）
(2) 幡多郡大月町古満目 古満目漁港7号護岸
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.40メートル、船幅1.60メートル）
- 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に

古満目漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

古満目漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却し、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 平成25年4月1日24高都計第557号 | 南国市大桶字実兼甲1760番、甲1764番の一部 | 南国市大桶甲1609番地5 有限会社アイス不動産 取締役 中澤 正志 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------|------------------|------------------------|
| 平成25年6月3日25高都計第116号 | 南国市廿枝字茶ヶ芝1596番23 | 香美市土佐山田町695番地 宮村 曜子 |

監 査 公 表

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定によ

り、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年7月26日

高知県監査委員
25高行管第101号
平成25年6月28日

高知県監査委員 様

高知県知事

平成24年度行政監査結果に対する措置について（通知）

平成25年2月21日付け24高監報第16号で報告のありました、平成24年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じました。

記

第1 監査の意見

公用車の確保は、東西に長く面積が広いうえに公共交通機関の乏しい本県において、県民や地域と協働して取組む産業振興、中山間対策、高齢者対策など、県行政の様々な施策を機動的に進める上で、重要な課題である。

また、公用車は県の重要物品であり、購入や維持管理には多大な経費を要しており、より一層の効率的な使用及び適正な管理を行う必要がある。そのためには、適切な配置、利用方法の改善、安全対策、調達方法といった課題への対策が全体最適の視点で、きめ細やかに、かつ継続的に実施されなければならない。

1 本庁の公用車の拡充

本庁における自家用車の公務使用の縮減を図るため、公用車の増車を検討されたい。

その検討に当たっては、周辺部も含めた土地利用のあり方を見据えた駐車スペースの確保を念頭に、3のリースやレンタカーによる新たな調達方法や2の共用化の拡大による実質的な増車を考慮した必要台数の確保という視点なども踏まえ、幅広い観点からの具体的な対応策を示されたい。

（措置の内容）

新たに公用車を増やすことは、調達及び維持管理の面で新たな財政負担を伴うものであり、安易に増車を選択するべきではなく、必要性を十分に見極める必要があります。集中管理自動車は稼働率が高い状況にある一方で、稼働率の低い所属所有の公用車が一定数あることや、駐車スペースの確保の問題もあることから、現在保有している公用車の稼働率の向上を図ることが先決となります。まずは、予約システムの改修や公用車情報の共有化、レンタカーの試験導入等に取り組み、さらなる有効活用を図ります。その

上でなお、公用車が不足する場合には、台数を増やすことを検討します。

また、本庁の公用車の台数を増やすためには、新たな駐車スペースが必要となりますが、その方法としては、外部の土地の借り上げ等による確保や、現行の職員駐車場の活用が考えられます。1点目の外部の土地の借り上げ等により公用車駐車を確保する方法は、周辺部には適当な土地がないことや、新たな財政負担を伴うこととなるため、本庁舎敷地内に職員駐車を確保したままでは県民の理解が得られないものと考えます。

次に、2点目の職員駐車を公用車駐車場として活用する方法については、公用車の使用に関するアンケート（以下、「アンケート」という。）により、職員の意見を調査したところ、職員駐車を減らすのではなく、立体駐車場の整備によって駐車スペースの確保を望む声がありましたが、本庁舎敷地は国によって史跡に指定されており、土地の掘削を伴う施設の設置は原則認められないなどの規制があるため、整備することができません。一方、職員駐車を減らして公用車駐車を確保することについては、反対意見もあるものの、増車が必要であればやむを得ないとの意見が多数を占めていることから、公用車の台数を増やす場合は、職員駐車場の中からスペースを確保することを第一の選択肢として検討することが適当と考えられます。

以上のことを踏まえ、今後も、公用車の共用化の拡大や、リースやレンタカーによる新たな調達方法、予約システムの改善について、継続的に検討していきます。

なお、公用車の更新については、国の臨時交付金を活用して導入した193台が同時期に更新時期を迎えるという課題がありますが、更新基準を満たしている場合であっても、使用可能な車両については、継続使用を原則としつつ、所有車両全体を視野に更新が同一時期に集中しないよう、計画的に更新していきます。

2 共用化の拡大

本庁においては、稼働率の低い所属配置車の見直しも行いながら、集中管理自動車の拡充など、共用化の拡大を図ることを検討されたい。

出先機関においても、部局間のばらつきを解消するため、総合庁舎などの単位で、所属配置車を相互に使用できる仕組みを検討されたい。

（措置の内容）

所属配置車の稼働率の向上を図るため、まずは所属配置車も含めた本庁全体の公用車情報を共有することにより、共用化の拡大を図ることを検討しています。公用車情報を共有することにより、集中管理自動車が確保できなかった場合等にも、使用予定が決まっていない所属配置車を探し

やすく、所属配置車の有効活用が図られ、稼働率の向上が期待されることから、公用車情報の共有に向けて、使用実態の把握や所属の意向を確認し、課題を整理していきます。さらに、貸出中に事故が起こった場合の事務処理や、ガソリン代等の経費負担、各所属からの問い合わせへの対応等、公用車を所有する所属の負担が増えることが想定されるため、共用化が可能な所属配置車は、管財課の集中管理自動車への転換拡充など共用化の拡大について、引き続き検討していきます。

出先機関においては、総合庁舎の庁舎管理責任者である所属を中心に実態を確認した結果、必要台数は確保できており、各所属に配置している公用車は役割に応じてすぐに使える状態に保たれているため、相互使用によってかえって荷物運搬等の手間が増えるとの意見がありました。現時点では相互使用の必要性は低く感じますが、相互使用のニーズがあるかどうか確認し、必要性があれば検討していきます。

3 リース・レンタカーによる調達

購入費や保守管理に要する経費の削減効果もあるといわれるリースの導入について検討されたい。

また、駐車スペース問題の緩和や一時的に必要となる会計検査の対応などにも大いに有効であると見込まれるレンタカーの活用についても検討されたい。

（措置の内容）

リース及びレンタカーによる公用車の調達は、次のように整理すべき課題もあるため、継続的に検討していきます。

リースについては、導入コストの平準化や、維持管理の省力化というメリットがありますが、購入した場合との経費削減効果の比較を慎重に行う必要があると考えています。リース契約は、車種や装備、オプションなど、契約内容によってトータルコストが変動するため、経費削減効果を試算するに当たって、どのような仕様にするか、購入した場合との経費比較をどのように行うかを決める必要があり、既にリースを導入している自治体の例を参考に検討しているところです。また、環境対応の一環として電気自動車をリース契約で導入している自治体もあり、経費の面の比較だけで判断するのではなく、導入目的を明確にすることも必要であると考えています。

レンタカーについては、会計検査などのあらかじめ必要な期間が決まっている業務への利用には有効と考えられますが、比較的割高と考えられる経費の負担や、一時的な駐車スペースの確保、鍵の管理や車の引き渡し方法などについても検討する必要があるため、業務を限定した試験的な導入の実施と併せて検討を進めていきます。

4 保守点検の一元化等

経費の削減効果及び事務の効率化が見込まれることや、定期点検整備の確実な実施に資することから、既に一括して契約されている任意保険のように、定期的な点検についても、個々の車両ごとに実施する方法から、本庁や総合庁舎の単位で一括して行う契約方法への変更を検討された。

(措置の内容)

保守点検の一元化は、車両を管理している職員の負担が軽減され、定期点検が確実に実施できるというメリットがありますが、保守点検や修繕が1社に集中してしまうことは、雇用の確保や地域経済への波及を図るうえで、零細業者の参入機会を確保し地元業者に優先的に発注してきたこれまでの考え方に反する可能性があるため、慎重に判断していきます。まずは、集中管理自動車の一括契約について、受注可能な県内業者の有無や経費の削減効果などを確認し、引き続き検討していきます。

定期点検整備の未実施や安全運転管理者の選任漏れがあったことは問題であるという報告がありましたが、定期点検整備は、法令を遵守し、確実に実施しなければならないと考えています。定期点検整備が未実施であった所属では、法定点検であるということの認識不足が原因の1つとなっていたため、安全運転管理者の選任も含め、例年実施している事故防止講習会や年度当初の所属長への説明会等で継続的に周知徹底を図ります。

安全対策については、継続的に取り組んでいくことが必要と考えており、より効果が高いものとなるよう講習会等の内容を見直して実施していきます。また、平成24年度から、勤務条件等に関する情報等を全職員向けにメールにより定期的に発信する取組を行っており、その中で事故発生件数や事故の事例、防止策等の周知と注意喚起を行っています。公務中の交通事故発生件数は、平成24年度は平成23年度と比べて約2割減少し、その内訳も職員が加害者である事故の件数が減少するなど、改善しつつありますが、今後も継続して取り組んでいきます。

5 公用車予約システムの改善

予約業務自体に多くの労力が必要となっている現システムについては、先着順ではなく所属間の均衡が保たれる予約方法の導入、半日単位ではなく時間単位の予約状況の反映やキャンセル待ちの導入などについて改善するよう検討を求めます。

また、将来的には、出先機関の公用車も管理できる予約システムの構築についても検討されたい。

(措置の内容)

集中管理自動車の効率的な利用のため、これまでもキャ

ンセルされた場合や予定より早く使用が終了した場合など、公用車に空きができた場合は、システム操作や電話連絡により活用を図っています。また、アンケートでは、システムの利便性向上や予約業務の省力化に関する意見が多いことから、指摘事項やアンケートの意見等も踏まえたシステム改修を行う予定です。

具体的には、現在の先着順で行っている予約決定方式の見直しや、所属配置車も含めた予約・利用状況等の表示方法の検討、キャンセル待ちのシステム化などについて、改修を予定しています。

なお、出先機関の公用車も管理できる予約システムの構築については、その有効性などについて、集中管理自動車の予約システム改修後の状況も踏まえて検討します。

最後に、以上の検討に合わせて、公用車の一層の効率的な使用の促進を図るために、現状のような所属単位の取組ではなく、公用車の配置、維持・管理、運用面を一元的に所管し、事務改善を推進するセクションを明確にして、適切な対応がなされることを期待する。

(措置の内容)

今回の報告を受け、アンケートを実施した結果、多くの職員が公用車の利用に不便を感じている実態が明らかになったことから、利便性を向上させるよう、改善に取り組んでいます。事務改善については、公用車の配置を所管する財政課、集中管理自動車の維持・管理を所管する管財課、運用面を所管する行政管理課の3課を中心として、継続的に検討を重ねて推進していきます。

今後も、報告を受けた内容に限らず、職員が公務を迅速かつ効率的に遂行し、県行政の施策を機動的に進めることができるよう、より一層公用車の効率的な使用及び適正な管理を行っていきます。

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月26日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第14号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 公益財団法人高知県観光コンベンション協会

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を

第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 公益財団法人エコサイクル高知

第2条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 一般社団法人高知県森林整備公社

第2条第1項第12号を次のように改める。

(12) 公益社団法人高知県建設技術公社

第2条第1項第13号を削り、同項第14号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 公益財団法人高知県スポーツ振興財団

第2条第1項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 一般財団法人ダム技術センター

第2条第1項第18号を削り、同項第19号を同項第18号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。